

栃木県
平成24年9月10日

出荷制限指示後の管理の考え方(案)

ヤマメ（養殖を除く。以下、同じ。）については、栃木県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ヤマメについて出荷制限が指示された永野川本流及び支流においては、①所属組合員にヤマメを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、ヤマメを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うこと、④ホームページ等への掲載を通じこれらを周知することを文書等により指導するとともに、必要な周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているヤマメを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 その他

思川水系のヤマメの生息各河川において、今後、早急かつ継続的にヤマメの検査を実施し、実態を把握するものとする。